

奈良県民センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

奈良県民センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県民センター管理運営規則（昭和四十六年八月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条、第五条第二項、第七条第三項、第八条及び第十一条」を「第四条第一項、第六条第二項、第八条第三項、第九条及び第十二条」に改める。

第四条第一項及び第六条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条中「第七条」を「条例第五条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「き損し」を「毀損し」に、「き損する」を「毀損する」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「第七条第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第七条まで」を「第六条まで」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

別表中「（第十二条関係）」を「（第十条関係）」に改める。

第二号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に、「第7条第3項」を「第8条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。